

感 薬 第 965 号 の 5
令和 4 年 12 月 16 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部	長 様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について (通知)

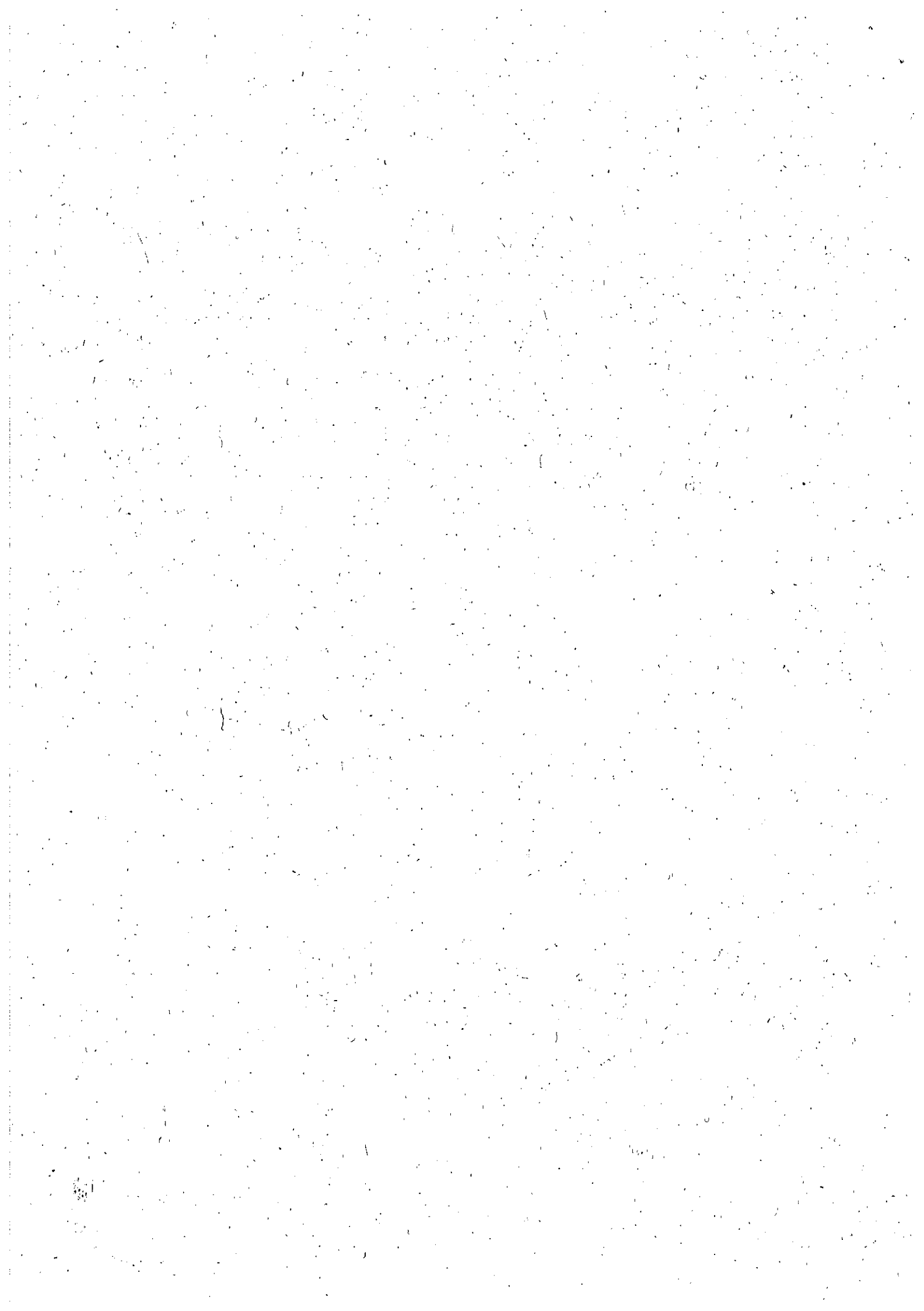
日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 26 年新潟県条例第 88 号)
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 5 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部 (学科) 関係者に周知願います。

担当：感染症対策・薬務課
薬事指導係
白石

TEL：025-280-5188

FAX：025-280-5641







発行 新潟県

第 96 号

令和4年12月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 ・ 目 次

告 示

- 1278 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健総務課)
1279 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健総務課)
1280 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定(福祉保健総務課)
1281 救急病院等の指定(地域医療政策課)
1282 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)
1283 保安林の指定予定(治山課)
1284 保安林の指定予定(治山課)
1285 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
1286 建設業法による許可の取消し(監理課)
1287 道路の区域変更(道路管理課)
1288 都市計画の変更(都市政策課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(総務事務センター)
特定調達契約の契約者等(総務事務センター)
特定調達契約の契約者等(総務事務センター)
特定調達契約の落札者等について(地域医療政策課)
特定調達契約の落札者等について(地域医療政策課)
特定調達契約の落札者等について(地域医療政策課)
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

公安委員会告示

- 140 指定講習機関の指定(運転免許センター)

告 示

◎新潟県告示第1278号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上越妙高駅前みやざわクリニック	上越市大和5丁目20番16号	令和4年11月1日

令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1282号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（3-メトキシフェニル）-2-[(プロパン-2-イル) アミノ] シクロヘキサン-1-オン（通称名：MXiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- (2) N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン（通称名：5-MMPA、Mephedrene）及びその塩類
- (3) 2-〔2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕-N,N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）及びその塩類
- (5) N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：APP-BINACA、APP-BUTINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年12月17日

◎新潟県告示第1283号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南魚沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1284号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所